

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒井良清
同	高品彰
同	前田一
同	瀬之間康浩
同	麓理恵

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和7年4月22日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、「南部公園緑地事務所（以下南部）の所管」である「中田中央公園に関するもの」として、「園内の日常業務は「維持管理基本水準書〈中田中央公園〉」（以下基本水準書）で細かく指示されている。」「園内を流れる宇田川についても基本水準書に指示があるが、その通りに管理を実施していないにもかかわらず指定管理料が支払われている。」と主張し、また、「2024年4月」に「宇田川の草刈りをしていない」と記載していることから、みどり環境局による当該公園の2024年度の指定管理料の支出（以下、「本件公金の支出」という。）について主張しているものと解されます。

本件請求書の記載を要約すると、中田中央公園の指定管理に関する基本水準書に示されている事項と、過去に別途発注された水路緑地管理委託の内容が重複しており、結果として、2024年度についても指定管理者が実施すべき施設管理業務（草刈り）が行われていないため、本件公金の支出が違法又は不当であり、横浜市に損害が発生しているという主張と解することができます。

しかし、監査委員が他の住民監査請求により確認した内容によると、基本水準書は、指定管理者とみどり環境局（所管）との間の協定を厳格に規律するものではなく、定量的な観点

よりも標準的な維持管理状態や水準を示すものであり、指定管理者は、この基本水準書の「管理の考え方と留意点」に記載された状態を達成するために、現地の特徴を把握した上で裁量により維持管理を行うものとされており、更に、その達成状況については、南部が、指定管理者からの月報等の報告書及び現地目視により確認を行っているとのことでした。

そうすると、請求人の主張する「基本水準書にあるとおりに草刈りをしない」ことをもって、みどり環境局の指定管理料の支出に違法又は不当があるとする理由を示したものと認められません。

以上のことから、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。